

じん肺管理区分等通知書

氏名 郡山二郎

住所 郡山市桑野2-1-18

平成19年 2月23日 福島 労働局長により、じん肺法（第13条第2項（同法第16条の第16条第2項において準用する第13条第2項）において準用する場合を含む。））の規定に基づきじん肺管理区分が決定されたので通知します。

		健康管理上留意すべき事項
じん肺管理区分	管理 1	じん肺の所見はなく、特に就業上の制限はありません。
	管理 2	粉じんさらされる程度を少なくすることが必要です。
	管理 3 イ	粉じんさらされる程度を少なくすることが必要です。場合によっては、粉じん作業から作業転換をすることが望まれます。
	管理 3 ロ	粉じん作業から作業転換することが望まれます。
	管理 4	療養が必要です。
合併症	() にかかっている。	療養が必要です。

平成 19 年 2 月 28 日

職 福島労働株式会社 代表取締役
事業者

氏名 福島太郎

㊟

備考

- 「じん肺管理区分」の欄は、該当するじん肺管理区分を○で囲むこと。
- 「合併症」の欄は、合併症にかかっている場合に、()の中にその合併症の名称を記入すること。